

日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」に関する技術評価書案
に対する意見公募の結果について

令和 7 年 9 月 17 日
原子力規制委員会

1. 概要

日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 (JEAC 4201-2007) [2024年追補版]」に関する技術評価書案について、任意の意見公募を実施しました。

期 間： 令和 7 年 7 月 3 日から同年 8 月 1 日まで (30 日間)

対 象：

➤ 日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 (JEAC 4201-2007) [2024 年追補版]」に関する技術評価書案

方 法： 電子政府の総合窓口 (e-Gov) 及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数： 1 件¹

○提出意見に対する考え方： 別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは 1 件であった。

日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 (JEAC 4201-2007) [2024年追補版]」に関する技術評価書案に対する意見及び考え方

令和7年9月17日

日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC 4201-2007) [2024年追補版]」に関する技術評価書		
整理番号	意見	考え方
1	<p>「表-SA-2362-1 最少カプセル数及び取り出し時期」の(注)7. 「原子炉圧力容器内面が受ける中性子照射量 ($E > 1 \text{ MeV}$) が $2.4 \times 10^{19} \text{ n/cm}^2$ を上回る場合は、原子炉圧力容器内面が受ける中性子照射量 ($E > 1 \text{ MeV}$) が、これまでに取り出された試験用カプセルの中性子照射量を超えない時期に、新たな試験用カプセルを取り出すこと。」は(注)に記載されているが、(注)は補足説明であるので本文規定とすることを要望する。²</p> <p>表-SA-2362-1 は、(注) も含めてすべて要求事項として明確に規定しています。そのため、表の注記であったとしても、本文規定と同等であり、必ずしも本文規定とする必要はないと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「日本電気協会原子力規格委員会規格作成手引き」(2020年12月3日 一般社団法人日本電気協会 原子力規格委員会)の「3. 6 各構成要素の記載事項」(8) f. において、「分かり易さの向上のため、例示、備考、注、参考等を使用してもよい。」とあるように、(注)は分かりやすさの向上のために使用されるものであると理解しています。 ➤ 「表-SA-2362-1 最少カプセル数及び取り出し時期」の(注)7. の記載は、原子炉圧力容器内面が受ける中性子照射量 ($E > 1 \text{ MeV}$) が $2.4 \times 10^{19} \text{ n/cm}^2$ を上回る場合における試験用カプセルの取り出し時期に係る明確な要求事項であることから、当該表の(注)ではなく本文に明確に規定することを要望しているものです。 ➤ したがって、原案のとおりとします。

² 日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC 4201-2007) [2024年追補版]」に関する技術評価書案の「4. 技術評価の内容」の「4.1 標準監視試験計画」(3)に記載されている。